

第 1 回西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会 議事録

■日 時：平成 26 年 10 月 2 日（木）14:00～16:00

■場 所：志んぐ荘 5 階 亀の間

■出席者：別紙

■議 題：

- (1) 協議会設置要綱第 4 条 4 項に基づく会長代理の指名について
- (2) 公開要領第 6 条の改正について
- (3) 公開要領第 11 条 2 項に基づく議事録に関する委員の指名について
- (4) 総合治水条例について
- (5) 第 1 回ワーキングでの主な意見と対応について
- (6) 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画素案について

■配付資料：

- 資料 1-1 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱
- 資料 1-2 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会公開要領
- 資料 2 総合治水条例について（PP 資料）
- 資料 3 第 1 回ワーキングでの主な意見と対応
- 資料 4 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画素案
- 資料 5 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画素案について（PP 資料）
- 資料 6 推進計画の要点
- 資料 7 今後の予定

【参考資料】

- ・総合治水条例の概要（兵庫県）
- ・みんなでとりくもう！「総合治水」（兵庫県）
- ・揖保川水系河川整備計画（国管理区間）（姫路河川国道事務所）
- ・マイ防災マップづくり（姫路河川国道事務所）

●開会

●開会挨拶（西播磨県民局長）

●協議会設置要綱及び公開要領について （資料 1-1、資料 1-2 を用いて事務局が説明）

●委員の紹介（事務局）

●会長の紹介（事務局）

●議事（進行は会長）

- (1) 協議会設置要綱第 4 条 4 項に基づく会長代理の指名について
山本委員に決定

- (2) 公開要領第 6 条の改正について
（資料 1-2 を用いて事務局が説明）

承認

(3) 公開要領第 11 条 2 項に基づく議事録に関する委員の指名について
栗原委員に決定

(4) 総合治水条例について
(資料 2 を用いて事務局が説明)

(5) 第 1 回ワーキングでの主な意見と対応について
(資料 3 を用いて事務局が説明)

会長

第 1 回ワーキングは本協議会に先立って 9 月に行われた会議でございますが、本日お越しの県民の皆様も参加されておりまして、そのときも活発な議論がされたということです。もっとたくさん議論があったかと思うのですが、主なご意見に対してこういう形での計画への反映を考えているという内容でございます。その場にいらっしゃったワーキングの方で、「もう少しこの説明がほしい」とか「ここには載っていないけれども、これはどうなっているのか」ということがもしございましたら意見を賜りたいと思います。

県民委員

田んぼダムというのはどういう意味でしたか。田んぼに水を入れるのを田んぼダムというのですか。田んぼダムの意味がよくわからないのですけれども。

事務局

「資料 4」の 66 ページを見ていただきたいと思います。田んぼの排水柵に堰板があるのですが、その上に堰板をはめて田んぼから出る水の量を絞って、田んぼ自体に 10cm ぐらい水がたまるような形でやっています。普段は切欠けの小さい穴から水が出ていって、もっといっぱい水がたまれば堰板の上から水が出ていくような感じになります。

会長

河川に水が集中すると越水することがございます。大都会では田んぼダムは無理ですので、東京では神田川の底に大きなトンネルをつくって一旦ためるようにして地上に水があふれにくくする仕組みがあるのですが、ここではそういうものをつくらなくても空いている土地がたくさんありますので、その一つが今回の田んぼダムということです。これは新しい試みかと思いますが、使っていない時期というのは場所によって違うのかもしれませんが、そこに一時的に水をためて、急激な河川の増水を防ぐというのが本来の田んぼダムの目的かと思います。どの程度効果があるかというのは、もちろん場所や降雨によるのですが、一時的にためて水位上昇を遅らせるという目的を兼ねているということで「田んぼダム」という言い方だと思います。私も教育現場にいますが、田んぼダムというのは最近出てきた考え方といいますか、方策ではないかと思います。

(6) 西播磨東部(揖保川流域圏)地域総合治水推進計画素案について
(資料 4、資料 5、資料 6 を用いて事務局が説明)

会長

「資料 6」で「河川下水道対策」「流域対策」「減災対策」という三つの課題をくぐられて、最終的に「個別対策」として細かい話が出ています。まず、「河川下水道対策」に関して何かご質問、コメント等はございますでしょうか。

順次、進めていきたいと思いますが、戻っていただいても結構です。その次の「流域対策」についてもいろいろお話が出ておりましたが、このあたりはいかがでしょうか。

市町委員

内水の排水ポンプで我々は大変恩恵を受けております。先ほど説明がありましたように、馬路川で毎秒16m³というポンプをつけていただいているのですが、適正な運用ということで本川破堤の可能性があるときは内水をとめるということは当然だろうと思います。豊岡の円山川が決壊したときの話を豊岡市長にお伺いしたときに「苦渋の決断をした」ということがありました。あそこも結構低くて、内水によってすぐに浸かってしまうのです。それで、強制的に排水をしています。しかし、「円山川本川が切れそうなので」という国交省からの要請で断腸の思いで堰をとめて排水をやめました。ところが、本川が切れてしまいました。このように、内水の排水をとめたけれども本川が切れたという結果になって、実は最悪の状態になりました。

したがって、逆の場合、ポンプをとめたために大きな被害は招かなかつたけれども小さな被害が生じたときに、その決断をした場合に何か責任を問われるようなことがあり得ないのか。豊岡の場合は両方、浸かってしまったので、これは「想定外」ということで済むのだらうと思いますが、内水をとめるという決断をして、そのときに内水の被害が発生して本川は守れた場合、小さな被害に対して「我慢しろ」とは言いにくいという気がするのですが。

会長

こういうご時世ですから、なかなか難しい判断をしたときにどこかで「何とかしてください」という話になろうかと思いますが、いまの話に対して何か適正なコメントがございますか。

事務局

いまお話がありました件ですが、ポンプの運転調整といいますのは、平成12年に東海豪雨という都市型の大きな水害があつて、そのときにこういった課題が顕著になりました。それで国のほうから河川管理者と下水道管理者双方に対して「そういった調整に務めるように」という文書も出ております。それを実際にやるとなると、いま市長からお話があつたとおり、ポンプで出し続けたことで大きな被害が出る場合と、とめることで被害が出る場合と、どちらもある程度、想定して、やはりきっちりと合意形成を図った上でないと非常に難しいと思っております。

本日の資料では佐賀県の六角川の事例をつけておりますけれども、全国的にも進んでいない難しい問題でありますので、しっかり合意形成を図りながらやっていかなければならないと思っております。

会長

日々のコミュニケーションを大事にさせていただくということで、よろしいでしょうか。

市町委員

はい、結構です。

ダム の 効用 について 一部、引原ダムのことが記載されていますが、曲里のところでは被害が出たのはたしか平成21年で、あのときにある方に聞きますと、引原川は安全だったけれども揖保川本川の被害のほうが大きかったと言われます。したがって、雨量が同じという想定をすると引原ダムの効用が非常に大きかったことが立証されたのではないかという話がありました。

私も、かねてから事前放流というのは非常に重要だと思っておりました。といいますのは、以前水位が上昇したころに放流されたのではないかという話もありましたので、事前放流というのは本当にありがたいと思っております。

それで、次に、広島などを見ておりますと土石流というものと流木の被害が結構あるように思います。そういう意味で言いますと、管轄外かもしれませんが、砂防ダムの充実というか整備促進というものをどこかに入れていただくことは可能でしょうか。

会長

私も広島 の 災害 は 1 週間 後 に見てまいりました。今回は治水の話ですので、なかなか載せにくいところがあるのかもしれないのですが、地域の方にとっては山であろうとそれは基本的な話として区別できないことで、斜面から流れ出てくる流木等がございますので、そのへんに関してどの程度まで書くことができるのか、お考えがもしございましたら述べていただくと、安心が少

しは増えるのではないかと思うのですが。

事務局

「資料4」の72ページ、「5-7. 山地防災土砂災害対策」のところで、平成21年の台風第9号災害を教訓として「山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画」を策定し整備を進めてきました。

現在は「第2次 山地防災・土砂災害対策緊急5箇年計画」を策定しており、その中で砂防堰堤や治山ダムの整備を推進することとしており、計画としてはすでに取り込んだ形で考えております。

会長

砂防を念頭に置いた治水を考えているということによろしいのでしょうか。そこは役割分担があるかと思いますが。

事務局

土石流直撃ということを念頭に置いているのではなくて、異常な土砂流出で河道に土砂が入って洪水による浸水被害を引き起こすとか、そういうことを念頭に置いています。ですから、土石流直撃ということはこの範疇外となります。

事務局

お配りしておりますパンフレットの9ページの左下に「森林の整備及び保全（第37条）」というのがあります。そもそも総合治水条例は砂防は対象にしておりません。ただ、山の保水力を高めるために森林を整備・保全しなければならないので、「市町と連携して、間伐の支援、土砂流出を防止する施設の設置等の森林の整備・保全のための施策を実施します」ということです。森林の整備・保全を図るための一つの手法として砂防ダムも効果を持っていますので、目的の中には入れておりませんが、具体的な施策を位置づける中では砂防の事業も関連する事業としており、先ほど説明のあった72ページの中には施策として入れております。

会長

森林がきちっと維持管理できていれば山も守られるというのが本来の筋でございますので、この整備を通じて結果的には土砂災害等も防げるという話かと思っておりますので、ご安心いただければ結構かと思えます。

市町委員

想定の日時間雨量が本当に50mmでいいのかということが1点、気になります。

それと、今回、太子町のモデル地区に指定されているところは市街化調整区域であり、かつ農業振興地域でありますので、田んぼダムは可能ではないかと思えます。

一方、昨年は市川水系の推進協議会が行われましたが、どちらかという私はそちらのほうが気になりまして、市街化区域がどうなるのかということで、大阪の大和川、東京の神田川で示すように大きな地下に一時ためるような貯留施設も、いまは10年後の計画ですが、次の計画にはそういったものも考えてつくっていただきたいということを感じました。

時間雨量が本当に50mmでいいのかどうかというのは、私もわかりません。でも、そういった危機感を持ってこういった計画書の策定をしていただきたいと思えます。

会長

いまのことにに関して何か追加のコメント等がございますか。なければご要望ということでお聞きしていただければ結構ですが。

事務局

ご要望の件、よく承りました。ただ、総合治水条例と申しますのは、やはり想定しているものを超えることがあり得るのだということです。昨今の災害事例を見ますと必ずそういうことです。想定はあくまで想定で、それを超えたときに住民の皆様の細かな積み上げが利いてくるのだというのが総合治水条例の精神かと思えますので、そういう方面でも頑張っていきたいと思っ

ております。

会長

「減災対策」とモデル地区の話も含めてご質問、コメント等がございますか。

兵庫県委員

「資料5」で姫路管内の事例として県立大学のキャンパスと福崎町の紹介が出ていますが、例えば福崎町のほうであれば現場ができているはずですし、県立大学のキャンパスのほうも5月にできあがっていますので、できれば新しい情報を事例として使っていただければと思います。

それから、今申しあげた事例が、「資料4」の本編のほうに入っていないように思います。そのあたりは作成の仕方だとは思いますが、西播磨の中でまだ校庭貯留の事例がないのであれば、域外の完成した施設を積極的に掲載したほうが一般の方には分かり易いと思いますので、考慮していただければと思います。

会長

いまのご要望は、あくまで素案でございますので、最終案にはいまおっしゃったような形で組み込んでいただければ結構かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

市町委員

「資料6」の中の「流域対策の課題」の3点の中で一つ気になることがあります。これは文言の整理でいいのですが、二つ目の「人手不足から山林の荒廃が進んでおり」とあり、人手不足だけがという表現がいいのかどうか、検討をお願いしたいと思っております。

それから、国交省の計画ですでにいろいろ表明されておりますが、特に44ページからずっとありますことについて、今後、向こう10年の中でそれぞれの市町でも「ここはやってほしいんだ」という形ですでに要望している中で、仮にここだけが表明されるとほかはどうなのかという恐れがあるとも考えられますので、この出し方について教えていただきたいと思っております。

国委員

河川整備の内容については42ページから記載されているものですが、これについては平成25年の6月に我々のほうで「揖保川水系河川整備計画」を作成しております、その本文からの引用となっております。これにつきましては、整備を行う地区、どのような順番でやっていくか等々について、計画を策定する際に地元とも調整をしながら作成させていただいておりますので、河川の整備という面に関しては整備計画に基づいてやっていくということで考えております。

市町委員

それぞれの自治体の中でも「それ以外にもどうしてもやってほしい」という要望をかなり上げているのですが、向こう10年この計画の形でいくと、仮にこれから必要となったものは、この10年間で国交省とうまく調整されて修正しながらこの計画に挿入されるのか、その兼ね合いがちょっとわかりにくいものですから。計画のずれはないわけでしょうか。

国委員

整備計画に関しては、基本30年ということで計画を立てております。ただし、川の状況が変わってきたり、地元の状況も恐らく変わってくるかと思っておりますので、適宜話を聞きながら、例えば危ない状況があまりにも出てくるということであれば、検討はやぶさかではないということはお思っております。

市町委員

国交省の整備計画期間30年と、今回の推進計画期間10年との整合はあまり考えなくてもいいというとらえ方でいいのでしょうか。

会長

基本的にはまず国の計画があった上での今回の推進計画かと思いますが、その接続の問題です。県と国がバラバラにするわけではないので、そこは整合がとれているはずだと思いますがいかがでしょうか。

事務局

平成26年度から10年間をめぐにした総合治水推進計画があります。そして、国のほうの河川整備計画というのは今後30年間に実施するところを記載したものになっています。30年の中の10年はどこかということは、実際には決めきれないということで、河川整備計画30年間で実施する範囲をとりあえず全部、載せさせていただいているという状況です。今回決めたものが絶対かという、一般論としてはこの計画を毎年、フォローアップで見直していきます。ですから、河川整備計画の本体がもし変われば、変わった形で載せていくことは、毎年、見直していく中で入れるのは可能です。

会長

パンフレットの中では、国の管轄で19カ所あげておられると思いますが、県の話は10年の話だということです。ただ、国交省は30年のスパンで物事を考えておられるので、県が10年経った段階で国の管轄が全部、終わっていることは基本的には多分ないと思いますが、その間に自然現象や突発的なことはあろうかと思いますが、そのときは19カ所以外に別途、組み込むような形になるかと思いますが、よろしいでしょうか。

国委員

そうです。もし何かあれば、というようなところで、今のところは河川整備計画に従ってやっていくという方針になっています。

●今後の予定について

(資料7を用いて事務局が説明)

●閉会 (西播磨県民局長)

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。この総合治水というのはこれから大変重要なことになってまいりますので、引き続き、ご協力いただきまして、いい計画にさせていただきますようにお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

別紙

第1回西播磨東部(揖保川流域圏)総合治水推進協議会 出席者名簿

属性	氏名	主な役職	出欠
協議会メンバー	学識経験者	辻本 剛三 神戸市立工業高等専門学校 教授	出席
	国	白井 宏明 国土交通省 近畿地方整備局姫路河川国道事務所調査第1課長(代理出席)	出席
	兵庫県	山本 嘉彦 西播磨県民局長	出席
		高瀬 陽太郎 中播磨県民センター姫路土木事務所長(代理出席)	出席
	市町	兵頭 康 姫路市下水道局長(代理出席)	出席
		栗原 一 たつの市長	出席
		福元 晶三 宍粟市長	出席
		北川 嘉明 太子町長	出席
	県民	岩成 孝 姫路市連合自治会 会長	出席
		徳永 耕造 たつの市連合自治会 会長	出席
		田路 定廣 一宮町曲里自治会 会長	出席
		瀧口 迪範 太子町連合自治会 会長	出席
	事務局	兵庫県	八木 英樹 西播磨県民局副局長
則定 広人 西播磨県民局総務企画室長			出席
辻内 郁夫 西播磨県民局光都農林振興事務所長			出席
鈴木 敏亮 西播磨県民局光都農林振興事務所光都土地改良センター所長			出席
木村 省三 西播磨県民局光都農林振興事務所光都土地改良センター所長補佐			出席
大埜 一也 光都教育振興室長			出席
服部 洋平 県土整備部総合治水課長			出席
田村 咲知 総合治水課 計画班			出席
樋口 和夫 龍野土木事務所長			出席
山内 良太 光都土木事務所長			出席
黒澤 正之 光都土木事務所所長補佐(企画調整担当)			出席
野邊 正彦 龍野土木事務所 河川砂防課			出席
谷 章博 龍野土木事務所宍粟事業所河川砂防担当			出席
児島 正樹 龍野土木事務所 管理課			出席
森安 里夫 光都土木事務所 企画調整担当	出席		
随行者	国	中島 みゆき 国土交通省 近畿地方整備局姫路河川国道事務所調査第一係長	出席
	兵庫県	作田 良文 中播磨県民センター姫路土木事務所所長補佐(企画調整担当)	出席
	市町	宇崎 忠雄 姫路市河川整備室主幹	出席
		富井 俊則 たつの市危機管理課長	出席
		清水 忠二 宍粟市消防防災課長	出席